



つくばみらい市告示第 49 号

公共下水道（污水）の供用を開始するので、下水道法第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。その関係図面は、令和7年3月31日から2週間、当市上下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月31日

つくばみらい市長 小田川 浩



- | | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|-------------------|
| 1. 供用（下水の処理）
を開始する年月日 | 令和7年3月31日 | |
| 2. 供用（下水の処理）
を開始する区域 | つくばみらい市福岡工業団地の一部
つくばみらい市南の一部 | |
| 3. 供用開始する排水
施設の位置 | 当市上下水道課に備え置いて縦覧に供する | |
| 4. 供用開始する排水
施設の合流式または
分流式の処理区分 | 分流式 | |
| 5. 今回の供用（下水の処理）
開始面積 | つくばみらい市福岡工業団地の一部
つくばみらい市南の一部 | 70.00ha
1.88ha |

供用開始住所一覧

No.	市	大字	小字	地番
1	つくばみらい市	南	裏畑	2308
2	つくばみらい市	南	向山	627-1
3	つくばみらい市	南	向山	628
4	つくばみらい市	南	向山	629
5	つくばみらい市	南	向山	630-1
6	つくばみらい市	南	向山	630-2
7	つくばみらい市	南	向山	670
8	つくばみらい市	南	向山	671
9	つくばみらい市	南	向山	699-1
10	つくばみらい市	南	向山	699-2
11	つくばみらい市	南	向山	700-1
12	つくばみらい市	南	向山	702-1
13	つくばみらい市	南	観音前	755-1
14	つくばみらい市	南	観音前	755-2
15	つくばみらい市	南	中道	2135
16	つくばみらい市	中原	中原	319-1
17	つくばみらい市	中原	中原	319-2
18	つくばみらい市	中原	中原	319-3
19	つくばみらい市	福岡工業団地		76-2
20	つくばみらい市	福岡工業団地		76-3
21	つくばみらい市	福岡工業団地		76-4
22	つくばみらい市	福岡工業団地		76-5
23	つくばみらい市	福岡工業団地		273-1
24	つくばみらい市	福岡工業団地		273-6
25	つくばみらい市	福岡工業団地		273-7